

令和6年1月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第1回）議事録

1. 開催日時 令和6年1月18日（木曜日）午後2時30時

2. 開催場所 文化交流館カダーレ「大ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 佐藤 崇	1 4 番 畑山 留美子
2 番 小松 健	1 5 番 佐藤 喜勝
3 番 齋藤 誠	1 6 番 佐々木 剛
4 番 庄司 和夫	1 7 番 伊藤 剛
5 番 佐々木 亨	1 8 番 加藤 三敏
6 番 伊藤 直子	1 9 番 大瀧 浪雄
7 番 菅原文 克	2 0 番 佐々木 純一
8 番 板垣 利明	2 1 番 小野 晃一
9 番 三浦 幸夫	2 2 番 豊島 靖喜
1 1 番 巴 寛	2 3 番 真坂 和都
1 2 番 佐藤 源樹	2 4 番 富 樫 公一
1 3 番 佐藤 榮一	

4. 欠席委員（1名）

1 0 番 吉尾 麻美

5. 議事日程第1号 令和6年1月18日（木曜日） 午後2時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第 1号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第 2号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 7. 議案第 4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第 8. 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第 9. 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第10. 議案第 7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤 英樹	次 長	小松 幸月
農政班長	三保 敦	農地班長	二見 真之

主 査	佐々木 崇 嗣	主任(矢島庶務班)	柴 田 雄太郎
主事(岩城庶務班)	田 口 健	主査(由利庶務班)	佐々木 千 鶴
主査(大内庶務班)	加 川 長 太	主事(東由利庶務班)	高 橋 琉 誠
主査(西目庶務班)	巴 留美子	主事(鳥海庶務班)	佐 藤 海 士

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

1 3 番 佐 藤 榮 一

1 4 番 畑 山 留美子

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年1月4日公示招集されました、令和6年第1回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

10番吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第1号から議案第7号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、13番佐藤榮一委員、14番畑山留美子委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務

局より説明を求めます。

○事務局

(議案第1号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第1号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第2号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしていること。由利1の補足として、譲受人はにかほ市在住であるが、申請農地に隣接する空き家と一体購入することとしており、3月に空き家住所地への転居を予定している旨説明する。)

○議長

議案第2号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から9番につきましては、7番菅原文克委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【菅原文克委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号1番から9番につきましては、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第3号1番から9番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号1番から9番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号1番から9番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号1番から9番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【菅原文克委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第3号を議題としますが、本議案の10番と11番につきましては19番大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号10番と11番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第3号10番と11番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号10番と11番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号10番と11番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号10番と11番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第3号を議題としますが、本議案の12番から17番につきましては、11番巴寛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【巴寛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号12番から17番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第3号12番から17番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号12番から17番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号12番から17番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号12番から17番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【巴寛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第3号を議題としますが、本議案の18番につきましては、17番伊藤剛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号18番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第3号18番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号18番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号18番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号18番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号19番から242番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第3号19番から242番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号19番から242番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号19番から242番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号19番から242番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第4号1番と2番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第4号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第5号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で、第1種農地であること、第1種農地は、原則不許可だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すること、および資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第5号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番伊藤直子委員。

○6番・伊藤直子委員

(議案第5号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第5号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第5号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第5号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第6号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、申請地は立地基準上の農地区分は「住宅等が連たんする区域に近接する区域内」にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である農地であるため、第2種農地であること、申請地は申請地周辺に第3種農地や立地可能な農地以外の土地がないため「第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合」に該当すること、および資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がなく、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第6号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3 番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(議案第6号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第6号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第6号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第6号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第7号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第7号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は、山林に近接しており、平成17年頃から18年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

(議案第7号2番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は、山林に近接しており、昭和40年頃から50年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第7号の事務局説明が終わりました。

これより議案第7号1番の現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、7番菅原文克委員

○7番・菅原文克委員

(議案第7号1番について、現地は水路と道路で分断された小団地に位置しており、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨説明する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に議案第7号2番の現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、20番佐々木純一委員

○20番・佐々木純一委員

(議案第7号2番について、現地は山間部の麓に位置しており、長期にわたり耕作された様子はなく、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨説明する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第7号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第7号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 9 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 佐 藤 榮 一

議事録署名委員 畑 山 留 美 子

